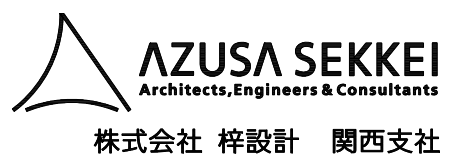




# 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち 建築工事（１）

徳島県県土整備部営繕課



課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-000	表紙	A-050	階段詳細図(7)	A-104	建具詳細図(2)	A-158	バックネット詳細図(2)
A-001	図面リスト	A-051	壁詳細図	A-105	建具詳細図(3)	A-159	防球フェンス詳細図(1)(別途工事)
A-002	共通仕様書(1)	A-052	1階平面詳細図(1)	A-106	アルミ建具詳細図(1)	A-160	防球フェンス詳細図(2)
A-003	共通仕様書(2)	A-053	1階平面詳細図(2)	A-107	アルミ建具詳細図(2)	A-161	防球ネット詳細図(1)
A-004	共通仕様書(3)	A-054	1階平面詳細図(3)	A-108	アルミ建具詳細図(3)	A-162	防球ネット詳細図(2)
A-005	建築工事特記仕様書(1)	A-055	1階平面詳細図(4)	A-109	アルミ建具詳細図(4)	A-163	防球ネット詳細図(3)
A-006	建築工事特記仕様書(2)	A-056	2階平面詳細図(1)	A-110	アルミ建具詳細図(5)	A-164	衝撃緩衝材詳細図(1)
A-007	建築工事特記仕様書(3)	A-057	2階平面詳細図(2)	A-111	アルミ建具詳細図(6)	A-165	衝撃緩衝材詳細図(2)
A-008	建築工事特記仕様書(4)	A-058	2階平面詳細図(3)	A-112	アルミ建具詳細図(7)	A-166	昇降機設備詳細図(1)
A-009	建築工事特記仕様書(5)	A-059	2階平面詳細図(4)	A-113	アルミ建具詳細図(8)	A-167	昇降機設備詳細図(2)
A-010	建築工事特記仕様書(6)	A-060	3階平面詳細図(1)	A-114	アルミ建具詳細図(9)	A-168	昇降機設備詳細図(3)
A-011	建築工事特記仕様書(7)	A-061	3階平面詳細図(2)	A-115	移動間仕切り詳細図(1)	A-169	昇降機設備詳細図(4)
A-012	建築工事特記仕様書(8)	A-062	3階平面詳細図(3)	A-116	移動間仕切り詳細図(2)	A-170	1階サインキープラン
A-013	建築工事特記仕様書(9)	A-063	3階平面詳細図(4)	A-117	移動間仕切り詳細図(3)	A-171	2階サインキープラン
A-014	耐震・耐風圧 天井補強 特記・要領図	A-064	4階平面詳細図(1)	A-118	移動間仕切り詳細図(4)	A-172	3階サインキープラン
A-015	建築工事補足仕様書(1)	A-065	4階平面詳細図(2)	A-119	部分詳細図(1)	A-173	4階サインキープラン
A-016	建築工事補足仕様書(2)	A-066	4階平面詳細図(3)	A-120	部分詳細図(2)	A-174	サイン詳細図(1)
A-017	建築工事補足仕様書(3)	A-067	4階平面詳細図(4)	A-121	部分詳細図(3)	A-175	サイン詳細図(2)
A-018	工事区分図	A-068	展開図(1)	A-122	部分詳細図(4)	A-176	仮設計画図(1)
A-018-2	工事区分図	A-069	展開図(2)	A-123	部分詳細図(5)	A-177	仮設計画図(2)
A-019	公園全体配置図	A-070	展開図(3)	A-124	部分詳細図(6)	A-178	外構計画図(1)(別途工事)
A-020	配置図	A-071	展開図(4)	A-125	部分詳細図(7)	A-179	外構計画図(2)(別途工事)
A-021	現況図	A-072	展開図(5)	A-126	部分詳細図(8)	A-180	外構計画図(3)(別途工事)
A-022	支障物件図	A-073	展開図(6)	A-127	部分詳細図(9)	A-181	外構計画図(4)(別途工事)
A-023	建築面積 求積図・面積表	A-074	展開図(7)	A-128	1・2階手摺キープラン	A-182	外構詳細図(1)(別途工事)
A-024-1	延床面積 求積図・面積表(1)	A-075	展開図(8)	A-129	3・4階手摺キープラン	A-183	外構詳細図(2)(別途工事)
A-024-2	延床面積 求積図・面積表(2)	A-076	展開図(9)	A-130	屋根詳細図(1)(別途工事)	A-184	外構詳細図(3)(別途工事)
A-024-3	延床面積 求積図・面積表(3)	A-077	展開図(10)	A-131	屋根詳細図(2)(別途工事)	A-185	屋外スロープ詳細図(1)
A-024-4	延床面積 求積図・面積表(4)	A-078	展開図(11)	A-132	屋根詳細図(3)(別途工事)	A-186	屋外スロープ詳細図(2)
A-025	仕上表(特記)	A-079	水廻り詳細図(1)	A-133	屋根詳細図(4)(別途工事)	A-187	屋外スロープ詳細図(3)
A-026	仕上表 バックネット裏スタンド	A-080	水廻り詳細図(2)	A-134	屋根詳細図(5)(別途工事)	A-188	1階法規チェック図
A-027	寸法基準図	A-081	水廻り詳細図(3)	A-135	屋根詳細図(6)	A-189	2階法規チェック図
A-028	1階平面図	A-082	水廻り詳細図(4)	A-136	エキスパンションジョイント詳細図(1)	A-190	3階法規チェック図
A-029	2階平面図	A-083	水廻り詳細図(5)	A-137	エキスパンションジョイント詳細図(2)	A-191	4階法規チェック図
A-030	3階平面図	A-084	水廻り詳細図(6)	A-138	エキスパンションジョイント詳細図(3)	A-192	工事仮設用地盤改良図
A-031	4階平面図	A-085	水廻り詳細図(7)	A-139	観客席詳細図(1)		
A-032	屋根伏図	A-086	水廻り詳細図(8)	A-140	観客席詳細図(2)		
A-033	ピット平面図	A-087	水廻り詳細図(9)	A-141	観客席詳細図(3)		
A-034	立面図(1)	A-088	水廻り詳細図(10)	A-142	観客席詳細図(4)		
A-035	立面図(2)	A-089	水廻り詳細図(11)	A-143	観客席詳細図(5)(別途工事)		
A-036	断面図(1)	A-090	1階天井伏図	A-144	観客席詳細図(6)		
A-037	断面図(2)	A-091	2階天井伏図	A-145	観客席詳細図(7)(別途工事)		
A-038	矩計図(1)	A-092	3階天井伏図	A-146	観客席詳細図(8)(別途工事)		
A-039	矩計図(2)	A-093	天井開口・天井点検口リスト	A-147	観客席詳細図(9)		
A-040	矩計図(3)	A-094	1階建具キープラン	A-148	観客席詳細図(10)(別途工事)		
A-041	矩計図(4)	A-095	2階建具キープラン	A-149	断熱範囲図		
A-042	矩計図(5)	A-096	3階建具キープラン	A-150	防水範囲図(1)		
A-043	矩計図(6)	A-097	建具工事特記仕様書	A-151	防水範囲図(2)		
A-044	階段詳細図(1)	A-098	建具表(1)バックネット裏スタンド	A-152	屋根・4階雨水排水系統図		
A-045	階段詳細図(2)	A-099	建具表(2)バックネット裏スタンド	A-153	3階雨水排水系統図		
A-046	階段詳細図(3)	A-100	建具表(3)バックネット裏スタンド	A-154	2階雨水排水系統図		
A-047	階段詳細図(4)	A-101	建具表(4)バックネット裏スタンド	A-155	1階雨水排水系統図		
A-048	階段詳細図(5)	A-102	建具表(5)バックネット裏スタンド	A-156	ピット雨水排水系統図		
A-049	階段詳細図(6)	A-103	建具詳細図(1)	A-157	バックネット詳細図(1)		

設計者		法適合確認欄		検証者		設計番号		特記		徳島県県土整備部営繕課		●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)		●図面番号 A-001		 	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 建哉	一級建築士 第386121号 山本 匠希	一級建築士 第000000号 堀垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 亮	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認 第6211号 浅山 明	検証者 外山 博文	設計番号 17992	特記	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	●図面名 図面リスト	●縮尺	●縮尺				

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																	
I. 工事概要	1. 工事名称	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（第1工区）	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等について併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。																			
	2. 工事場所	鳴門市養蚕町立岩四枚61番地		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。																		
II. 営繕工事共通仕様書	3. 建物概要	<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>RC造一部S造 地上4階・地下0階</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>261,079.98 (m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>19,413.67 (m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第1の区分</td> <td>1項イ</td> </tr> </table>	建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」	構造・規模	RC造一部S造 地上4階・地下0階	敷地面積	261,079.98 (m <sup>2</sup> )	延床面積	19,413.67 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第1の区分	1項イ	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。	◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。										
	建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」																							
構造・規模	RC造一部S造 地上4階・地下0階																								
敷地面積	261,079.98 (m <sup>2</sup> )																								
延床面積	19,413.67 (m <sup>2</sup> )																								
消防法施行令別表第1の区分	1項イ																								
4. 工事種目	<table border="1"> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> <tr> <td>建築工事(第1工区)</td> <td>内野スタンドのうちバックネット裏スタンド</td> </tr> <tr> <td>建築工事(第2工区)</td> <td>内野スタンドのうち1塁側スタンド</td> </tr> <tr> <td>建築工事(第3工区)</td> <td>内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ</td> </tr> <tr> <td>電気設備工事</td> <td>電気設備工事</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>給排水衛生設備工事</td> </tr> <tr> <td>空調工事</td> <td>空調設備工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>アスファルト舗装、カラー舗装(路床より上部分)</td> </tr> <tr> <td>外構工事</td> <td>外構工事(舗装工事を除く)</td> </tr> <tr> <td>浄化槽工事</td> <td>浄化槽工事</td> </tr> <tr> <td>大型映像装置改修工事</td> <td>大型映像装置改修工事、太陽光発電パネル工事</td> </tr> </table>	種目	工事概要	建築工事(第1工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド	建築工事(第2工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド	建築工事(第3工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ	電気設備工事	電気設備工事	管工事	給排水衛生設備工事	空調工事	空調設備工事	舗装工事	アスファルト舗装、カラー舗装(路床より上部分)	外構工事	外構工事(舗装工事を除く)	浄化槽工事	浄化槽工事	大型映像装置改修工事	大型映像装置改修工事、太陽光発電パネル工事	(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想される場合は、作業を中止すること。
種目	工事概要																								
建築工事(第1工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド																								
建築工事(第2工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド																								
建築工事(第3工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ																								
電気設備工事	電気設備工事																								
管工事	給排水衛生設備工事																								
空調工事	空調設備工事																								
舗装工事	アスファルト舗装、カラー舗装(路床より上部分)																								
外構工事	外構工事(舗装工事を除く)																								
浄化槽工事	浄化槽工事																								
大型映像装置改修工事	大型映像装置改修工事、太陽光発電パネル工事																								
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。																						
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標準」という。）</li> <li>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版</li> <li>建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol>	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。																					
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 建築工事特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）、補足仕様書 ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	10. 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	◎交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。																				
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。	◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎発生材の処理等	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし柙装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし柙装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある																				
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建設第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前には、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。																					
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合においては、その日）をいう。	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。	◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。	◎アスベスト (1) 解体前には大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。																					
6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。  ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。																							
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匠希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 爽	一級建築士 第313839号 高原 正行	一級建築士 第6211号 浅山 明	一級建築士 第000000号 外山 博文	設計者 法適合確認欄 設計番号 17992 特記 徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（第1工区） 営繕課 共通仕様書（1）	●工事名 ●図面番号 A-002 ●縮尺 -	